

# 田野町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024 年度～2028 年度



人と自然と暮らしが輝く 生活交流拠点のまち 田野町

平成 31 年 (2019 年) 3 月 策定

令和 6 年 (2024 年) 3 月 改定



## 目 次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	6
(4) 計画期間	7
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	7
4. 温室効果ガスの排出状況	8
(1) 年度別「温室効果ガス総排出量」	8
(2) エネルギー種別「温室効果ガス総排出量」	8
(3) 施設別「温室効果ガス総排出量」	9
(4) 温室効果ガスの排出量の増減要因	10
(5) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	11
5. 温室効果ガスの排出削減目標	12
(1) 目標設定の考え方	12
(2) 温室効果ガスの削減目標	12
6. 目標達成に向けた取組	13
(1) 取組の基本方針	13
(2) 具体的な取組内容	13
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	16
(1) 推進体制	16
(2) P D C Aの推進	18
(3) 進捗状況の公表	19
(4) P D C Aスケジュール	19

## 1. はじめに

このたび、田野町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「田野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、日本においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しています。また、高知県においても、2021 年に高知県脱炭素社会推進アクションプランが策定され、2030 年度までに 47%以上削減する目標を掲げ、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

田野町においても、平成 31 年（2019 年）に「田野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、施設の省エネルギー改修や運用改善に取り組むなど、温暖化対策を進めてきました。今後、2050 年 CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を目指して鋭意取組を進めているところです。

今回、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定し、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 6 年（2024 年）3 月

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年(2021年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。(図1)

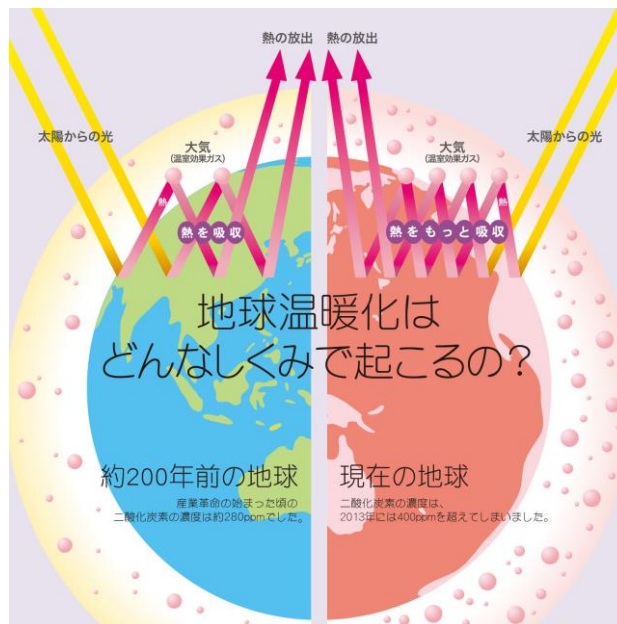


図1 地球温暖化の仕組み  
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27 年 (2015 年) 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国 (いわゆる先進国) と非附属書 I 国 (いわゆる途上国) という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献 (nationally determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成 30 年 (2018 年) に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub> 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和 2 年 (2020 年) 10 月、改定された地球温暖化対策計画では 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和 3 年 (2021 年) 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することが公表されました。(表 1)

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

また、令和3年(2021年)6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

令和3年(2021年)10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

【コラム】 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) の実現

ZEBとは「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とされています。(図2)

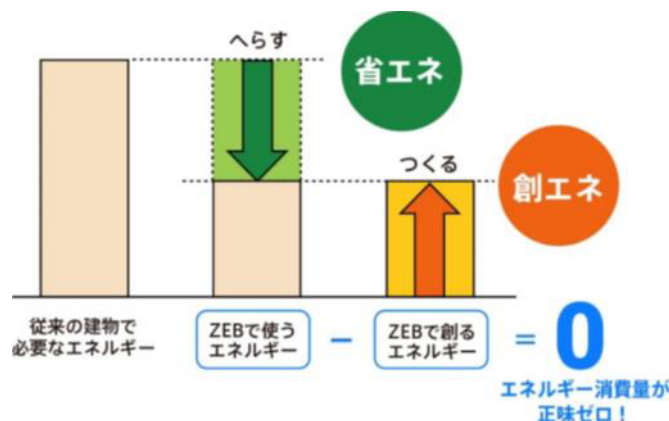


図2 ZEBのイメージ

出典：環境省「ZEB PORTAL」 <<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>>

### 3. 基本的事項

#### (1) 目的

田野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、田野町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、田野町の全ての事務・事業とし、対象施設は以下の通りです。

(表2)

表2 対象施設

番号	分類	施設名	代表建設年	延床面積㎡
1	行政系施設	町役場(本庁)	1980	1,704.37
2		消防屯所	2008	189.18
3		町役場(東別館)	1900	363.00
4	住民文化系施設	総合文化施設ふれあいセンター	1999	3,609.79
5		芝・北町集会所	2015	121.90
6		立町・西町集会所	1988	82.76
7		新町集会所	1996	175.83
8		浜田集会所	1993	109.30
9		洵湊集会所	1995	183.00
10		大野集会所	2003	196.91
11		北張集会所	1998	118.22
12		中野集会所	2001	82.12
13		千福集会所	2005	161.54
14		上地集会所	2010	181.42
15		日野集会所	1989	64.14
16		開集会所	1996	86.12
17		土生岡集会所	1971	40.52
18	上ノ岡集会所	2022	151.62	
19	学校教育系施設	田野中学校	1964	3,245.15
20		田野小学校	2012	4,244.00
21	子育て支援施設	幼保連携型認定こども園	2022	1,572.59
		(給食センター)		381.43
		(防災センター)		488.65
22	保健・福祉施設	保健センター	1993	1,103.80
23		なかよし交流館	2003	389.00
24		老人福祉センター	1977	857.31
25	産業系施設	地場産品直売所(道の駅田野駅屋)	2003	191.27
26		地場産品加工所(加工施設)	2006	158.78
27	社会教育系施設	体育センター	1985	1,531.88
28		岡御殿		253.40
29	その他	町内防犯灯		386灯
		町内街路灯		86灯





(4) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までを計画期間とします。また、令和10年度(2028年度)に計画の見直しを行います。(図3)

項目	年度										
	H25 2013	H31 2019	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	
期間中の事項	基準年度	計画開始	計画見直し					計画見直し		目標年度	
計画期間				→							

図3 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定しています。また、地球温暖化対策計画及び田野町総合計画・総合戦略、田野町公共施設等総合管理計画、田野町公共施設等個別管理計画に即して策定しています。(図4)

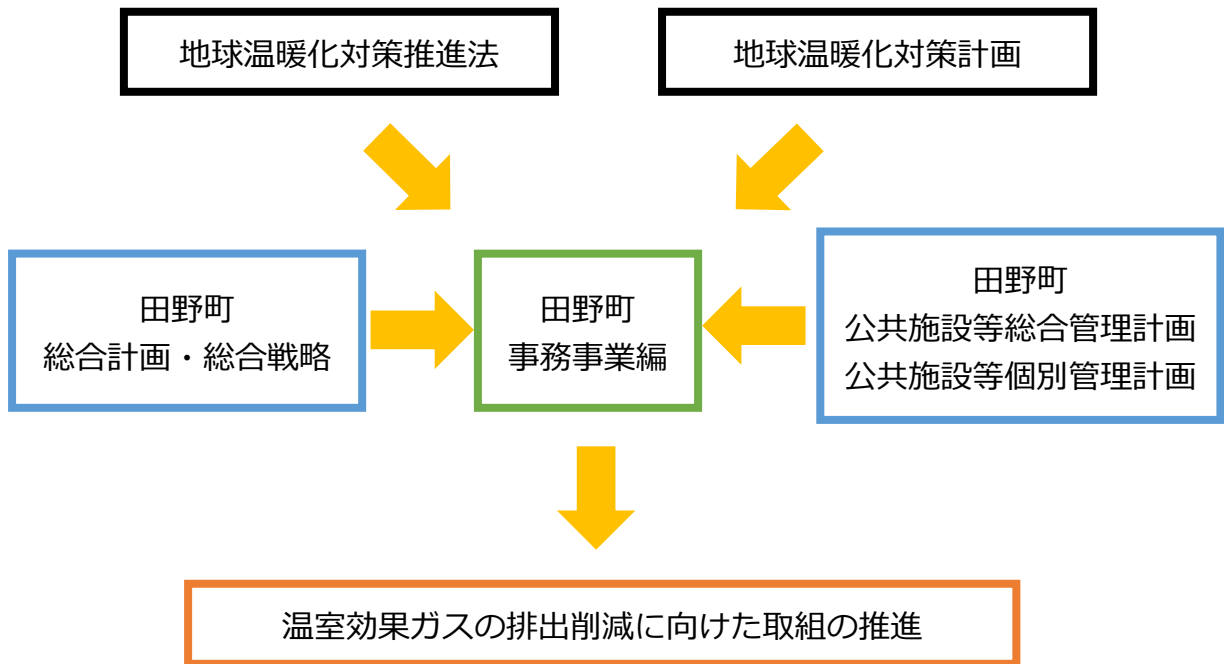


図4 田野町事務事業編の位置付け

#### 4. 温室効果ガスの排出状況

##### (1) 年度別「温室効果ガス総排出量」

事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、832t-CO<sub>2</sub>となっています。2019 年度から順調に削減され、目標値（40%削減）を達成できています。2023 年度は、11 月までのデータです。(図 5)

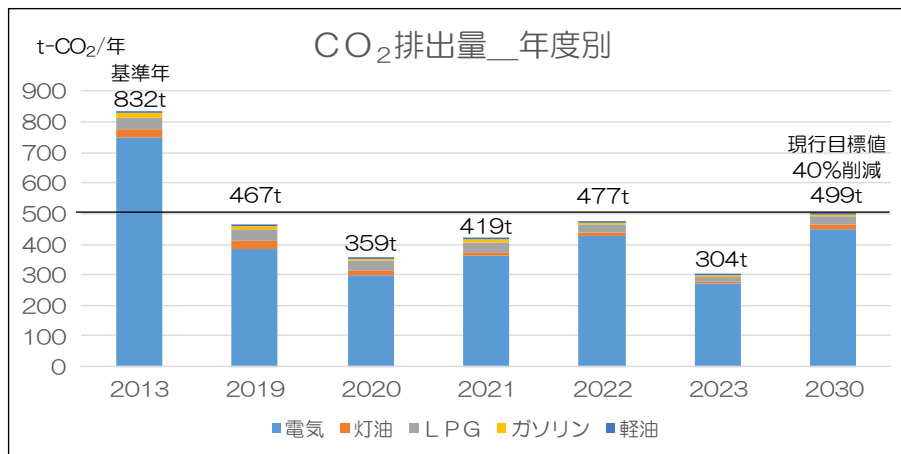


図 5 事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

##### (2) エネルギー種別「温室効果ガス総排出量」

2022 年度のエネルギー種別では、電気が全体の 89.7%を占め、次いでLPG4.7%、灯油 2.5%、ガソリン 2.0%、軽油 1.0%、となっています。(図 6)

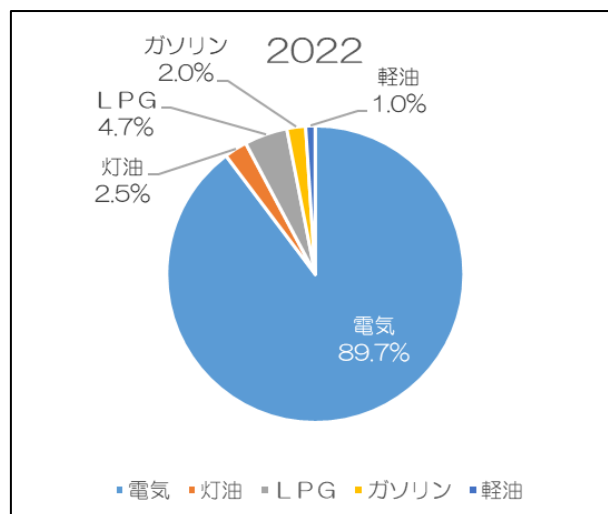


図 6 エネルギー種別「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

(3) 施設別「温室効果ガス総排出量」

2022年度の施設別では、住民文化系施設が全体の22.9%を占め、次いで、子育て支援施設21.3%、学校教育施設17.1%、保健福祉施設13.1%、行政系施設11.6%となっています。

なお、子育て支援施設には「幼保連携型認定こども園・新給食センター・防災センター」の3施設を設備構成上併合建築物として取り扱っています。(図7)

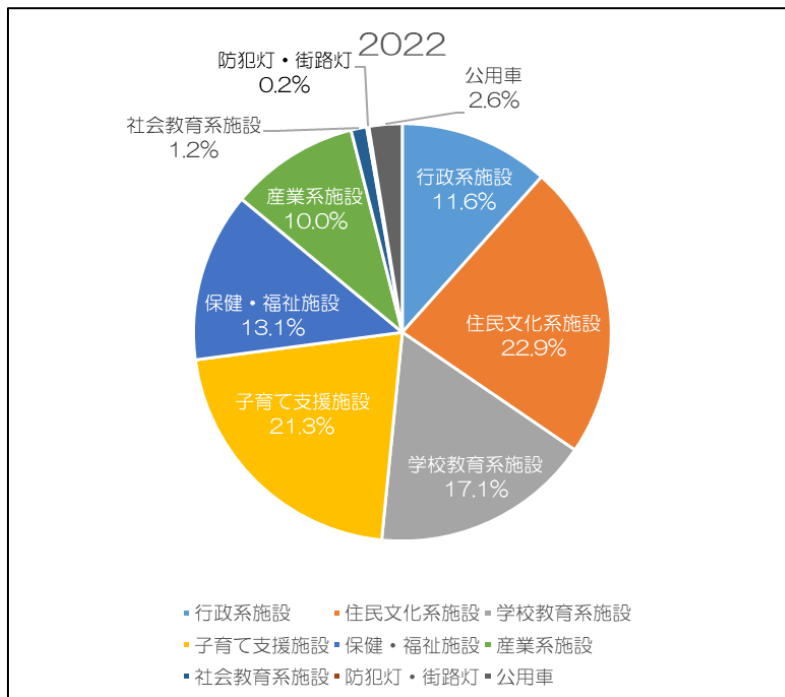


図7 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022年度）

【コラム】ファシリティマネジメントの取組

自治体では、ファシリティマネジメント（以下「FM」という。）の取り組みが増えています。公共施設等個別施設計画の策定や、ESCO 事業、PFI 事業の推進などを積極的に行っています。また、施設所管課が計画した設備投資のうち、省エネルギーに関する設備投資を中長期投資計画としてまとめ、その内容に基づいて施設予算課が予算要求をすることで、事務事業編に基づくCO2排出量削減を促進しています。

また、建築物の長寿命化計画と省エネルギー改修計画の乖離・矛盾をなくすことを主な目的として関係個所と密な連携を図っています。例えば、施設所管課による設備更新について、事務事業編に基づくCO2排出量削減の観点や長期的なコストの観点から、必要性が高いと判断される事業の予算要求において関係各所が後押しする形となっています。

(4) 温室効果ガスの排出量の増減要因

2019年度から2022年度の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因は、以下の通りです。

① 増加要因

- A) 新設建物の増床によるエネルギー消費量の増加
- B) 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

② 減少要因

- A) 老朽施設の除却によるエネルギー使用量の減少
- B) 庁舎等の設備改修（LED照明、高効率型空調機）による電気消費量の減少
- C) 庁舎等の木質チップを燃料とした空調によるエネルギー使用量の減少
- D) 学校への太陽光発電施設の導入による電気消費量の減少
- E) 新型コロナウイルスの影響による使用頻度の減少及び利用者数の減少
- F) 公用車の走行距離減少による燃料消費量の減少

【コラム】「温室効果ガス総排出量」の算定に用いる排出係数について

事務事業編で用いる電気事業者別排出係数は、N-1年度実績に基づいた排出係数が、N年度12月頃に告示・公表されています。その他は、温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）に基づきます。（表3）

表3 排出係数

		平成25年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	単位	2013	2019	2020	2021	2022	2023
電気（四国電力）	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.699	0.500	0.382	0.550	0.484	0.407
電気（エネット）	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.423	0.426	0.391	0.373	0.405	0.405
灯油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.49					
LPG*	kg-CO <sub>2</sub> /kg	3.00					
ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.32					
軽油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.58					

※LPGは、重量への換算係数2.18kg/m<sup>3</sup>で算出。

出典：環境省ホームページ

電気事業者排出係数は、前年度の基礎排出係数を採用。

(5) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

温室効果ガスの更なる排出削減に向けた課題を示します。

- ① 老朽施設の空調機や照明器具を高効率型に改修するなど、電気や燃料の利用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を減少させるための取り組みが必要です。
- ② 設置可能な建築物に太陽光発電設備の導入を図り、電気の利用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を減少させる取り組みが必要です。
- ③ 公用車の更新に当たっては、電動車 (EV・FCV・PHEV・HV) などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO<sub>2</sub> 排出量を減少させることができます。また、エコドライブの徹底や利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

【コラム】 電動車の種類と概要

(1) 電気自動車 (EV)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モータを動力源として走行する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時の CO<sub>2</sub> 排出量はゼロ。

(2) 燃料電池自動車 (FCV)

水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモータで走行する自動車。水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみで CO<sub>2</sub> の排出はゼロ。

(3) プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)

電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車。充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能。

(4) ハイブリッド自動車 (HV)

ガソリンエンジンに加えてモータ・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モータの2つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車。

## 5. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

政府の地球温暖化対策計画等を踏まえ、事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で50%削減することを目標とします。

(表4)(図8)

表4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	832t-CO <sub>2</sub>	416t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	50%

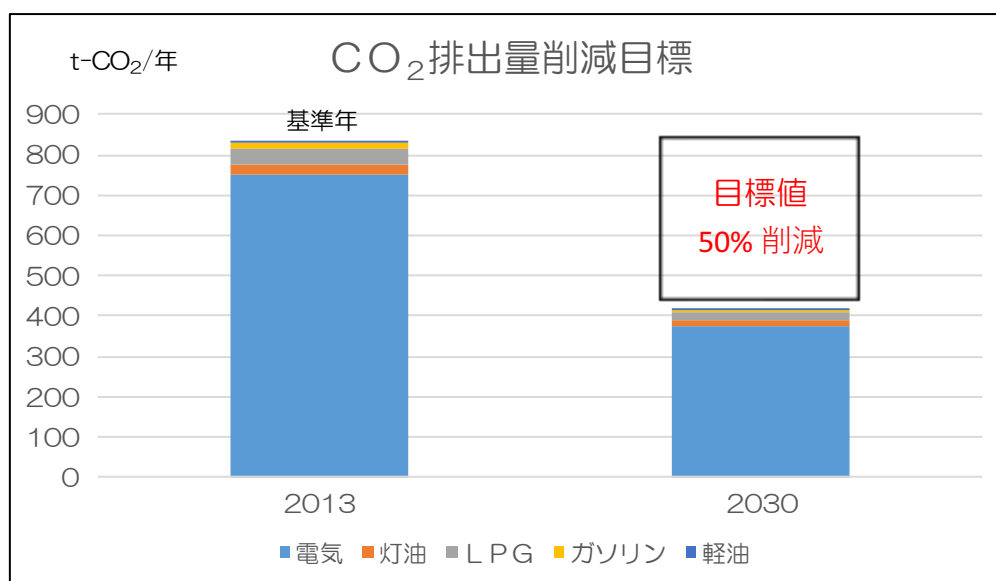


図8 温室効果ガスの削減目標

## 6. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、環境保全への配慮の視点から運用改善について、継続的に取り組めます。また、事務事業編の実行に当たっては、職員の積極的な活動が必要です。事務局は、年間を通じて意識啓発に取り組めます。

#### ① 物品などの購入に当たっての環境保全への配慮

- A) O A用紙、印刷用紙、衛生紙などの購入にあたっては、環境にやさしい製品を購入する。
- B) 事務用品については、エコマーク、グリーンマークなど各種環境ラベリング商品やこれと同等のものの購入に努める。
- C) 物品の管理を徹底し、購入の無駄をなくすよう努める。
- D) 新規に購入する洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコンなどの家電製品については、国際エネルギースターロゴのついた製品など、省エネルギー型、節水型などのものに努める。

#### ② 製品、資源使用に当たっての環境保全への配慮

- A) 両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再使用などの徹底に努め、用紙類などの使用量の削減に努める。
- B) 会議用資料の枚数を削減する。
- C) 印刷物や委託先の報告書などについても、ページ数や部数の削減に努める。
- D) 冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に、冷暖房時の温度管理を徹底し、冷暖房を効果的にするため、窓のブラインドやカーテンを活用するなど省エネルギー対策に努める。
- E) エレベーター利用を控え、できるだけ階段を利用する。
- F) 不必要な照明の消灯、O A機器のスイッチオフを励行し、特に昼休みと終業時には、使用していないスイッチを切る運動を展開する。
- G) 湯沸かし室やトイレ、倉庫など、断続的に使用する個所の照明機器は、使用の都度点灯し、使用後は消灯する。
- H) 公用車については、急発進・急加速や空吹かしをしないようにし、経済速度で運転をする。また、待機中はエンジンを停止し、アイドリングストップを徹底する。タイヤ空気圧の調整など、定期的な整備を行う。
- I) 近距離通勤者は、自転車や公共交通機関を利用して通勤するように努める。

③ 廃棄などに当たっての環境保全への配慮

- A) 物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入や使用の抑制及びOA機器の導入など
- B) による廃棄物の減量化に努める。
- C) 紙類の廃棄については、リサイクルボックスの活用を徹底し、再生紙類の利用に努める。
- D) OA機器のトナーカートリッジの交換で不要になったものについては、製造業者に回収してもらいリサイクルに努める。

④ 建築物の建築や管理に当たっての環境保全への配慮

- A) 公共施設の建築や設備の改修にあたっては、省資源、省エネルギー型の導入を図り、また、再生材などの使用を促進し、熱帯材の使用を極力抑えるように努める。
- B) 公共施設等の敷地内においては、周辺環境に調和した緑化に努める。
- C) 工事の実施にあたっては、現場周辺の環境に及ぼす影響を考慮し、環境負荷の少ない施工方法の推進に努める。
- D) 建物の建築や修理、解体において発生する建設副産物（建設廃棄物）の発生を抑制し、再利用に努める。

⑤ 職員への環境保全に関する啓発などの実施

- A) 環境負荷の少ない製品の購入や使用を促進するため、職員に対し必要な情報の提供に努める。
- B) 職員の環境保全に関する意識の向上を図るため、啓発などの実施に努める。
- C) 職場ごとの環境保全への取組状況について、情報の提供を図る。

⑥ その他

- A) 使い捨て容器の購入や使用を自粛する。
- B) 町が主催するイベント開催時の昼食は、使い捨て容器を使用した弁当を避けるとともに、来場者へ提供する飲食物についても、紙コップや紙皿などの使い捨て容器の使用を避けるなど、廃棄物の抑制、適正処理に努める。
- C) 庁舎など、町施設内に設置している自動販売機は、省エネルギー型の機種への変更を要請するとともに、台数の削減に努める。



⑦ 新たな取り組み

政府実行計画では、表 5 に示された取組が推進されています。田野町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」などを重点的な取組として位置付けます。

表 5 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

新たな取り組みによる温室効果ガス削減量の試算結果を以下に示します。（表 6）

2030 年度までに対象施設に新たな取り組みを実施した場合、計 166.75t-CO<sub>2</sub>/年の削減が見込まれ、目標値（基準年度の 50%）を達成できます。なお、試算値は環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施ツール」を活用して算出した概算値です。実施に当たっては、詳細設計を行う必要があります。

表 6 新たな取り組みによる温室効果ガス削減量の試算結果

項目	取組内容	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
空調設備	空調機を高効率型に更新	12.35
電気設備	照明器具を LED に更新	16.60
太陽光発電設備	太陽光発電設備の導入	131.20
公用車	車両をすべて EV 車に入替	6.60
計		166.75

## 7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

事務事業編を推進するために、町長を統括責任者とし、副町長を委員長とする「田野町省エネ計画推進委員会」(以下、委員会という)を設置しています。委員会の事務局は産業建設課、委員は各課の課長・教育次長です。また、各課及び各施設に「田野町省エネ計画推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。(図9)

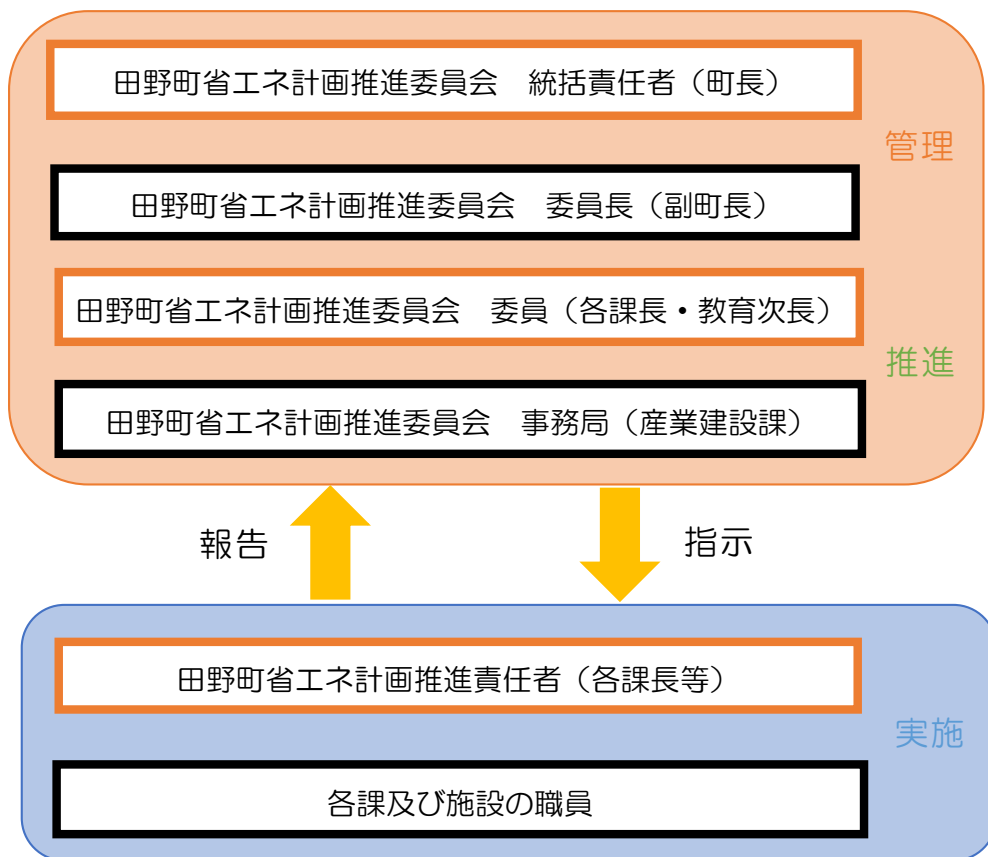


図9 事務事業編の推進体制

① 田野町省エネ計画推進委員会

町長を統括責任者、副町長を委員長とし、各課及び各施設の省エネ計画推進責任者（各課長等）で構成します。事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 田野町省エネ計画推進委員会事務局

産業建設課長を事務局長とし、産業建設課職員で構成します。事務局は、省エネ計画推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

③ 田野町省エネ計画推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

【コラム】コミッショニングの実施

コミッショニング (Cx) とは、建築設備の実際の性能を確認し、本来の省エネ性能を実現するために行うプロセスです。コミッショニングの対象としては、新築建築物と既存建築物があり、それぞれの特性を踏まえた上で、各施設の実情に応じて導入を検討することが重要です。近年、公共建築物でもコミッショニングを実施した例が出てきています。

1. 新築建築物のコミッショニングは、計画段階においては設計者の設計業務や設計図書を検証し、また、施工段階では施工者が行う施工業務や設備品質を検証し、必要に応じて性能試験を実施することで確実な要求性能の実現を図るプロセスです。

2. 既設建築物のコミッショニングは、運用段階及び改修の段階で現状の運用性能を検証・分析し、必要な調整や改修等を提案し、より適切で地球温暖化対策に配慮した運営を実現するプロセスです。

(2) PDCAの推進

事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。（図10）

① 毎年のPDCA

事務事業編の進捗状況は、田野町省エネ計画推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、都度改定を行います。

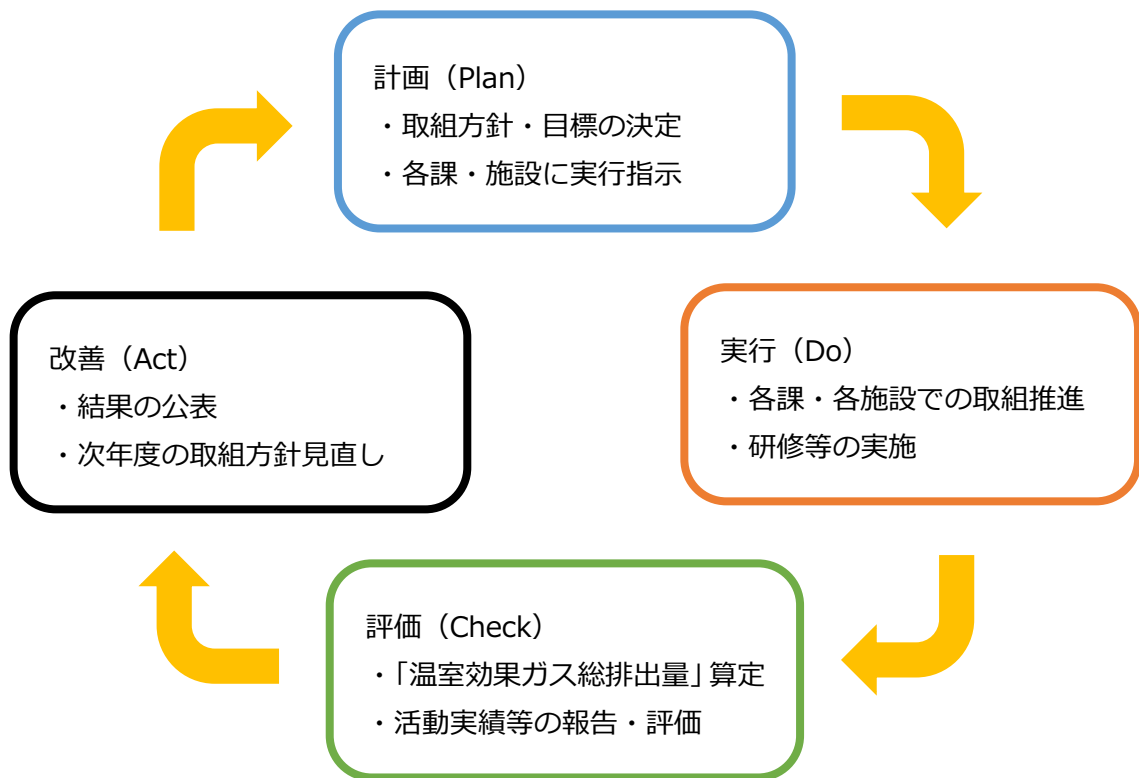
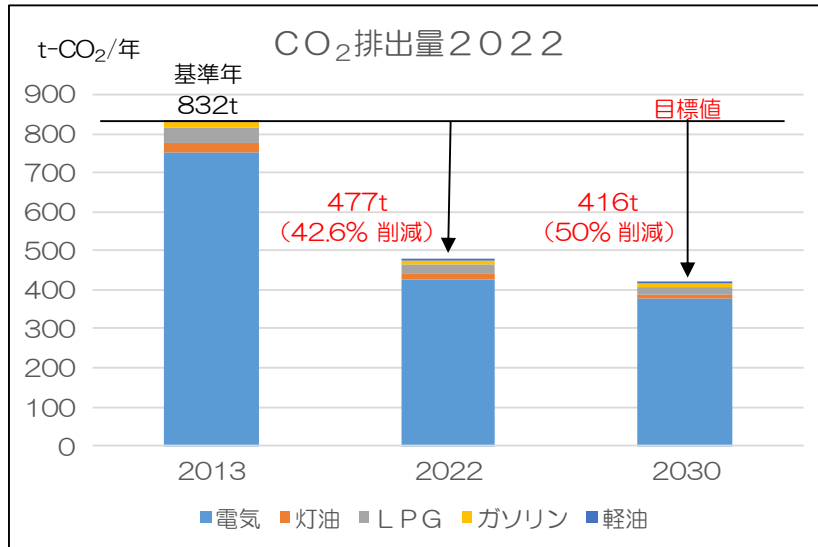


図 10 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

計画の進捗状況、評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量について、ホームページ等で毎年公表します。(図 11)



(図 11) 公表イメージ

(4) PDCAスケジュール

事務事業編の1年サイクルのPDCAを確実に遂行します。(表 7)

表 7 PDCA スケジュール

ステージ	月	取組内容
計画 (Plan)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>スケジュールの設定</li> <li>省エネ計画推進委員会の開催</li> <li>職員への周知</li> </ul>
実行 (Do)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部、課の管理</li> <li>研修等の開催</li> </ul>
評価 (Check)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量の集計</li> <li>削減量の分析評価</li> <li>省エネ計画推進委員会の開催</li> </ul>
改善 (Act)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長への報告</li> <li>削減量の進捗状況公表</li> <li>次年度の取り組み見直し</li> </ul>